

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社大塚商会  
(2) 代表者氏名 代表取締役社長 大塚 裕司  
(3) 住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号

**2 指名停止措置期間** 令和4年11月14日～令和5年2月13日  
(3か月)

### 3 事案の概要

広島県及び広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けた。

### 4 指名停止措置理由

宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表9（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表 9 >

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 9 他の機関が発注する物品の調達等又は業務委託に関し、独占禁止法第3条、第8条又は第19条に違反する行為があり契約の相手方とすることが不適当であると認められるとき。	処分決定をした日から 2か月以上24か月以内